

## 新城市民病院改革プラン評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 総務省の公立病院改革ガイドライン(平成19年12月24日付け総経第134号 総務省自治財政局長通知)に基づき、新城市民病院改革プラン(以下「改革プラン」という。)の実施状況を点検及び評価するため、新城市民病院改革プラン評価委員会、(以下「評価委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 改革プランの点検及び評価に関すること。
- (2) 前号の点検及び評価のため、必要な調査及び検討を行う。

### (構成)

第3条 評価委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) 医療関係者
- (3) 公募
- (4) その他市長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、評価委員会を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長は副委員長1名を指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 評価委員会は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長が、特に必要があると認めるときは関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第7条 評価委員会の事務局は市民病院経営管理部総務課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年7月28日から施行する。